

広報 ちようせい

令和2年5月号



No. 499

【主な内容】

令和元年度下半期長生村の家計簿	…	2P
中学校入学式	…	4P
役場・学校職員の人事異動	…	6P
健康だいいち	…	14P

今年の桜はさみしそう

新型コロナウイルスの影響でいつもは大勢の人でにぎわう尼ヶ台総合公園も、今年は人が少なく満開の桜もどこかさみしそうでした。



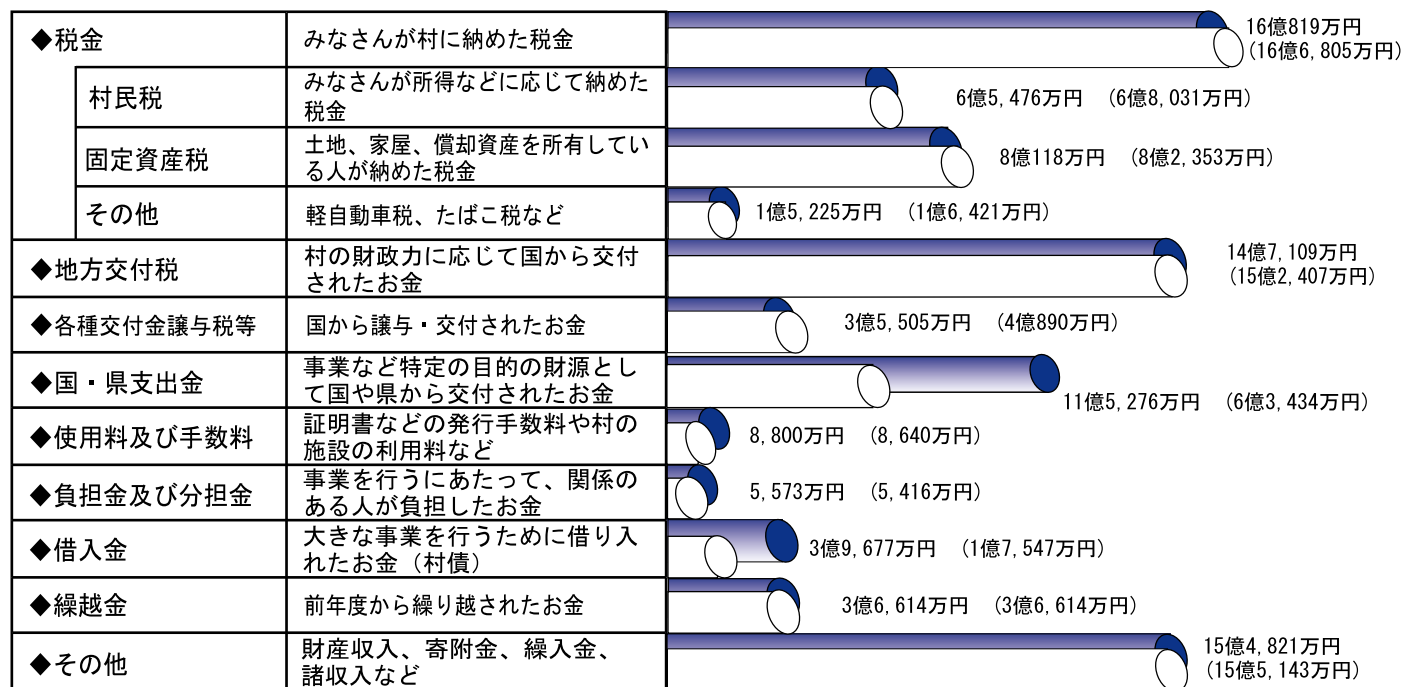
人口	14,035人(-39)	転入	76人
男	6,967人(-24)	転出	102人
女	7,068人(-15)	出生	3人
世帯数	6,028世帯(+1)	死亡	16人
4月1日現在 () 内は前月比			

令和元年度 下半期 長生村の家計簿

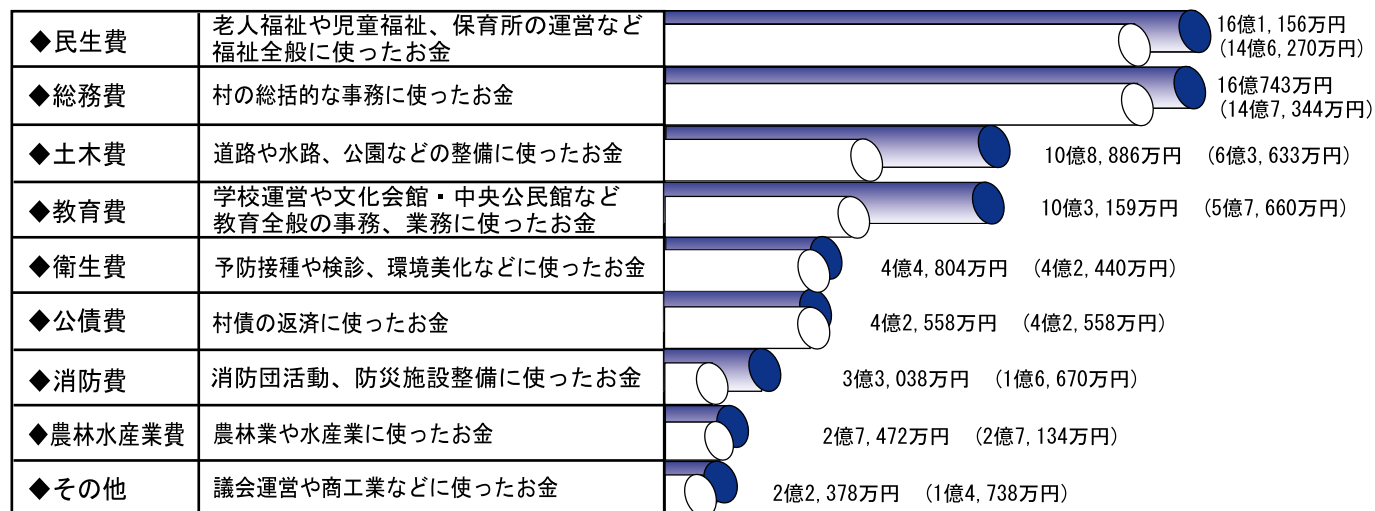
みなさんが納めた税金、国や県からの交付金などがどのように使われているかを知っていただくために、村では年2回予算の収入・支出状況をお知らせしています。今回は令和元年度下半期(令和2年3月31日現在)です。

問い合わせ 企画財政課 ☎(32)4743

●収入 予算現額 70億4,194万円 収入済額 64億6,896万円(91.9%)



●支出 予算現額 70億4,194万円 支出済額 55億8,447万円(79.3%)



●特別会計の状況(特定の事業や特定の資金を運用・管理するための予算)

会計区分	予算現額	収入済額	収納率	支出済額	執行率
国民健康保険	17億6,612万円	17億2,090万円	97.4%	15億6,610万円	88.7%
介護保険	12億7,534万円	12億4,110万円	97.3%	11億4,628万円	89.9%
公共下水道事業	9億8,195万円	6億6,236万円	67.5%	6億4,331万円	65.5%
後期高齢者医療	1億6,654万円	1億6,478万円	98.9%	1億4,236万円	85.5%

※平成30年度繰越事業費(一般会計10,503万円、公共下水道事業特別会計9,192万円)を含む。

今年度の長生健康福祉センター(長生保健所)の 相談・検査日程の案内

長生健康福祉センター(長生保健所)では、下表のとおり相談や検査を実施しています。相談や検査内容等の詳細については長生健康福祉センター(長生保健所)へお問い合わせください。長生健康福祉センター(長生保健所)のホームページにも掲載しています。

問い合わせ 長生健康福祉センター(長生保健所) ☎0475(22)5167

相談等内容	実施日	受付時間	内 容
エイズ相談 HIV等抗体検査 (相談は随時受付)	①毎 月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	①13:00～14:00 ②17:30～18:30 (予約制)	HIV抗体検査は即日判定可能、但し夜間検査は除く 費用は無料、匿名・匿住所で検査可能
性感染症検査	①毎 月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	①13:00～14:00 ②17:30～18:30 (予約制)	梅毒・クラミジア・淋菌(淋菌のみの検査は不可) 費用は無料、匿名・匿住所で検査可能
肝炎ウイルス検査	①毎 月 第1・3火曜日 ②偶数月 第3火曜日	①13:00～14:00 ②17:30～18:30 (予約制)	B型・C型肝炎検査の実施 費用は無料、匿名・匿住所で検査可能
骨髄バンクドナー 登録受付	第1火曜日	10:00(予約制)	骨髄移植推進財団にドナーとして登録して下さる人の受付
腸内細菌検査	第1・2・3・4火曜日 (第5週、休日及び休前日を除く)	9:00～11:00	便検査(有料)
精神保健福祉相談	①偶数月 第1・3火曜日 ②奇数月 第3火曜日	①14:00～16:00 ②14:00～15:00 (予約制)	専門医・精神保健福祉相談員等による 精神保健福祉に関する相談
DV相談	来所相談:【要予約】 電話相談:月曜日～金曜日	9:00～17:00	専用電話 ☎0475(22)5565 配偶者やパートナーから受ける暴力(身体的・精神的・経済的等)に関する相談
家庭児童相談	月曜日～金曜日	9:00～17:00	家庭相談員による18歳未満の児童に関する養育、 家庭環境、不登校、心やからだ、児童福祉など 子どもに関する相談
ひとり親家庭自立支援	月曜日～金曜日	9:00～17:00	母子・父子自立支援員による母子父子家庭・寡 婦の生活一般、職業能力の向上および求職活動 等への支援
障がいのある人への 差別に関する相談	月曜日～金曜日	9:00～17:00	専用電話 ☎0475(26)1510 障がいへの誤解や偏見により、つらい思いをし ている人からの相談

※該当日が祝祭日、年末年始の場合は実施しません。

希望を胸に新たなステージへ 中学校入学式

4月8日、中学校の入学式では、真新しい制服に身を包み、将来の夢に向かって一歩一歩力強く歩みを進める新入生の姿がありました。



【担任の先生からの呼名】

新入生を代表して、須藤星奈さんが誓いの言葉を述べ、期待と希望に満ちた中学校生活がスタートしました。なお、小学校は延期されました。



【新入生代表誓いの言葉】



【新入生入場】

人権擁護委員として法務大臣 から委嘱されました



【三田美子さん（七井土）】



【石川恵子さん（昭和）】

4月1日付けで、三田美子さん（新任）と石川恵子さん（再任）が、法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、啓発活動を行います。

人権相談は、毎月第2月曜日千葉県地方法務局茂原支局と長生村総合福祉センターで相談所を開設しています。

一松海岸侵食対策及び養浜事業 サンドバック工法

4月9日から、一松海岸駐車場南側でサンドバック工法による海岸侵食対策及び養浜事業が、千葉県により行われています。

サンドバック工法とは、大きな袋の中に砂を海水と混ぜて流し込み、海水は袋から染み出すため、袋の中には砂が留まるという仕組みです。大きな土のうを作るイメージです。

これにより侵食対策を行うものです。



【水槽から海水と浜砂を圧送】



【チューブ状の袋材に充填】



【一松海岸駐車場南側で実施】

大きく成長した姿に感動！ 保育所修了式

3月26日、村内の3保育所で修了式が行われました。一人ひとり名前を呼ばれると、所長先生から修了証書を受け取りました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として規模を縮小して行われましたが、園児たちは立派な姿を見せ、保護者は、その姿を目に焼き付けていました。

最後は、先生たちに見送られながら保育所を後にしました。



【親子で修了証書授与（高根）】



【立派に修了証書を受け取りました（一松）】



【お花のじゅうたんを歩いて退場（八積）】

石塚 猛さん 高齢者叙勲 瑞宝双光章受章

石塚 猛さん（信友）が、瑞宝双光章を受章されました。

石塚さんは、昭和27年4月に市川市立第一中学校で教師としての生活が始まり、平成4年3月に睦沢町立睦沢中学校長として退職するまで、40年間教育者として多くの生徒を教え導き、ご尽力されました。

その多年の功績が認められ、今回叙勲を受けられました。



【石塚 猛さん】

齋藤 芳子さんが 固定資産評価審査委員に選任



【齋藤 芳子さん】

令和2年議会定例会3月会議において同意を得て、齋藤 芳子さん（高崎）が固定資産評価審査委員に選任されました。

齋藤さんは、多年にわたり茂原市役所で勤務され、人格識見共に優れた経験の持ち主です。

役場・学校職員の人事異動について

令和2年4月1日人事異動

役場、保育所及び学校で職員の人
事異動がありました。

◎役場職員の異動

○配置換え等（ ）内は旧配属部署

◇住民課長

中川 広（健康推進課長）

◇健康推進課長

川島 千秋（健康推進課課長補佐）

◇生涯学習課長

今井 徹（下水環境課課長補佐）

◇中央公民館館長

山本 薫（住民課課長補佐）

◇住民課課長補佐

佐瀬 万由美（企画財政課課長補佐）

◇福祉課課長補佐

松本 佳昭（産業課課長補佐）

◇健康推進課課長補佐

御園 直樹（生涯学習課課長補佐）

◇下水環境課課長補佐

鳥山 禎幸（まちづくり課課長補佐）

◇企画財政課主査

木島 克之（まちづくり課主査）

◇住民課主査

秋葉 理恵（健康推進課主査）

◇福祉課主査

富原 佳代（福祉課障がい者支援係長）

◇まちづくり課主査

木島 政人（産業課主査）

◇まちづくり課主査

江澤 卓哉（まちづくり課
都市計画係長）

◇健康推進課健康指導係長

小高 聖子（健康推進課主任保健師）

◇産業課商工観光係長

串形 清（住民課保険年金係長）

◇産業課農政係長

渡邊 敬文（福祉課福祉係長）

◇税務課副主査

渡邊 佐良里（生涯学習課副主査）

◇住民課副主査

木島 輝乃（住民課主任主事）

◇福祉課副主査

大野 香代子（福祉課
主任介護支援専門員）

◇健康推進課副主査

中村 節子（住民課副主査）

◇総務課

佐瀬 友基（千葉県市町村課派遣）

◇企画財政課

川嶋 麻由佳（企画財政課）

◇福祉課

枝川 茜（総務課）

◇産業課

鵜澤 隆弘（産業課）

◇下水環境課

内田 裕一（まちづくり課）

◇生涯学習課

狩野 智也（福祉課）

◇生涯学習課

緑川 唯（税務課）

◇議会事務局

小松 奎太（下水環境課）

◇一松保育所総括主任保育士

小原 奈緒子（高根保育所
主任保育士）

◇八積保育所主任保育士

井下田 貴美（八積保育所
副主任保育士）

◇高根保育所副主任保育士

森 一乃（高根保育所保育士）

◇一松保育所副主任保育士

石川 かおり（八積保育所保育士）

◇高根保育所保育士

石川 真代（八積保育所保育士）

◇一松保育所保育士

金澤 小織（高根保育所保育士）

◇八積保育所保育士

千野 樹里（一松保育所保育士）

◇八積保育所保育士

峰島 絵利（高根保育所保育士）

◇高根保育所調理員

麻生 保枝（八積保育所調理員）

◇八積保育所調理員

森川 敬子（高根保育所調理員）

◇八積保育所調理員

高尾 公子（高根保育所調理員）

○新規採用（ ）内は配属部署

深山 大介（税務課）

渡邊 奎太（まちづくり課）

築田 友季子（八積小学校栄養士）

田中 祐香（八積保育所保育士）

米倉 舞衣（高根保育所保育士）

安藤 恭子（福祉課精神保健福祉士）

○再任用（ ）内は配属部署

斉藤 加代子（住民課副主査）

○派遣等（ ）内は配属部署

貝塚 大介（千葉県市町村課）

酒井 大貴（長生郡市
広域市町村圏組合）

緑川 準人（公立長生病院）

○退職 お疲れ様でした

斉藤 加代子（住民課長）

渡辺 孝平（生涯学習課長）

諸岡 清美（福祉課課長補佐）

石井 寿美枝（一松保育所
総括主任保育士）



◎学校関係の異動

○転出職員 ※（ ）内は転出先

◇一松小学校

校長 齋藤 勝史（千葉県教育庁児童生徒課）

今井 理英子（茂原市立新治小学校）

田中 康士（千葉県教育庁生涯学習課）

若畑 真生（睦沢町立睦沢小学校）

◇八積小学校

教頭 白井 喜久夫（茂原市立鶴枝小学校）

鈴木 美代子（茂原市立緑ヶ丘小学校）

神崎 直美（茂原市立茂原小学校）

伊藤 康恵（長生村立高根小学校）

金澤 寿和（茂原市立東郷小学校）

◇高根小学校

教頭 熊切 彰男（茂原市立新治小学校）

杉崎 峰子（東金市立豊成小学校）

石井 智子（白子町立白潟小学校）

渡邊 実咲（茂原市立萩原小学校）

今井 友子（白子町立白潟小学校）

◇長生中学校

校長 山崎 文彦（長生村教育委員会）

大島 梓（茂原市立茂原中学校）

岡村 智則（茂原市立中の島小学校）

畠山 康男（千葉県立茂原高等学校）

江口 隆亮（茂原市立富士見中学校）

増田 良子（長生村立一松小学校）

○転入職員 ※（ ）内は旧配属部署

◇一松小学校

校長 矢部 孝之（茂原市立二宮小学校）

渡辺 大介（長柄町立長柄小学校）

◇八積小学校

教頭 磯野 正貴（白子町立関小学校）

佐藤 剛（一宮町立一宮小学校）

小田島 夏海（茂原市立豊田小学校）

◇高根小学校

教頭 谷井 栄子（東上総教育事務所）

高谷 順子（茂原市立萩原小学校）

西周 由美子（茂原市立鶴枝小学校）

矢代 彩夏（大網白里市立大網東小学校）

小沢 恵（新規採用）

◇長生中学校

校長 佐藤 洋光（茂原市立西陵中学校）

吉田 由希子（茂原市立富士見中学校）

丸島 一絵（茂原市立茂原中学校）

関 智美（白子町立白子中学校）

遠藤 潤一（千葉県立長生高等学校）

近藤 侑（長南町立長南中学校）

瀬戸 仁美（茂原市立緑ヶ丘小学校）

土橋 卓三（新規採用）

篠本 清華（新規採用）

○退職 お疲れ様でした

片岡 啓子（長生中学校）

鶴岡 敏江（長生中学校）

役場新規採用 職員を紹介します

- ①名前
- ②配属部署
- ③抱負



- ①築田 友季子
- ②八積小学校
- ③給食を通して感謝の気持ちや食べる事の大切さを伝えたいです。



- ①渡邊 奎太
- ②まちづくり課
- ③長生村のお役に立てるように精一杯頑張ります。



- ①深山 大介
- ②税務課
- ③住民の皆様のために精一杯頑張ります。



- ①安藤 恭子
- ②福祉課
- ③地域住民の皆様に関わり添った支援を一生懸命頑張ります。



- ①米倉 舞衣
- ②高根保育所
- ③保育者として自覚を持ち、日々仕事に励みたいです。



- ①田中 祐香
- ②八積保育所
- ③子どもに関わり添い、保護者からも信頼されるよう頑張ります。

コンクリートブロック塀・石塀等の安全点検をお願いします

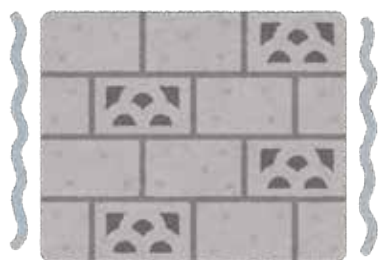
まちづくり課 ☎ (32) 2116

地震による大きな被害の発生が懸念されます。そこで、今一度、地震に備えて自宅のコンクリートブロック塀・石塀等の安全点検をお願いいたします。

国土交通省作成のパンフレットにも、点検項目やブロック塀の構造が記載されておりますので、左記URLをご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/00123765.pdf>

また、村では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害から通行人の生命及び身体を保護するため、危険ブロック塀等の除却を実施する人に対し経費の一部を補助します。



補助対象者

- ① 危険ブロック塀等を所有し、又は管理していること
- ② 過去に同補助金の交付を受けていないこと
- ③ 補助対象事業が土地又は建物の販売を目的として行うものでないこと
- ④ 危険ブロック塀等の除却について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する者であること

※工事着工前に申請が必要です。

補助金額

ブロック塀等の面積1平方メートル当たり8千円とします。ただし、経費の合計額が20万円を超えるときは、補助金の額は20万円とします。

受付期間

5月18日（月）から令和3年1月29日（金）まで
予算がなくなり次第、終了となります。申請の受付は先着順となります。

有害鳥獣の捕獲を実施します

下水環境課 ☎ (32) 2494

農作物や家畜への被害、また、ごみ集積所などが荒らされる被害の対策として、銃器を使用したカラスとドバトの捕獲を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期又は中止となる場合があります。

場合があります。

とき 5月23日（土）・6月6日（土） 予備日6月27日（土）

午前5時頃から午前11時頃まで

ところ 一宮川河口鳥獣保護区を除く村内全域

住宅リフォーム工事に補助金を支給します

産業課 ☎ (32) 2114

補助対象工事

工事金額が20万円以上の建物の内装改修工事（消費税を除く）
※併用住宅は、住宅部分のみ対象、共用部分は床面積を按分し算出。

補助金額

工事費の10%（千円未満は切り捨て）で限度額20万円

補助申請の事前申込

- ・事前申し込みが必要となります。
- ・事前申込者の補助予定額が予算の範囲を超えた場合は抽選を行います。
- ・受付期間等詳細は**広報6月号**に掲載します。

村では、村内施工業者により住宅のリフォーム工事を行う場合、経費の一部を補助しています。1住宅につき1回限りです。

補助対象の要件

村内の施工業者（村内に本店を有する法人又は個人事業主）によりリフォーム工事を行い、次の要件を全て満たしている人。

- ① 村内に居住し、住民登録をしている
- ② 村税を完納している（課税されている全世帯員）
- ③ 年度内に工事を完了する
- ④ 村で実施している他の同様の補助金等を受けていない

住宅用太陽光発電システム設置の補助について

まちづくり課 ☎(32) 2116

村では、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する人に、その経費の一部を補助します。

補助対象者

- ① 村内に居住し、住民登録をしている
- ② 村税を滞納していないこと
- ③ 自ら居住する村内の既存住宅に設置すること

- ④ 電気事業者と太陽光発電に関する電力需給契約を締結すること

- ⑤ 設置完了までに、当該住宅にHEMS（エネルギーの「見える化」を図ったエネルギー管理システム）を

または蓄電システムが設置されていること
※工事着工前に申請が必要です。

補助金額

太陽電池出力1kw当たり3万円とし3.5kwを限度とします。（限度額10万5千円）

受付期間

5月18日（月）から令和3年1月29日（金）まで

注意点

予算がなくなり次第、終了となります。申請の受付は先着順となります。

Jアラートの全国一斉情報伝達試験を行います

総務課 ☎(32) 2111

訓練で行う試験放送

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を行います。

訓練実施日時

5月20日（水）午前11時ごろ

※長生村登録制メール登録者へメールが届きますのでご注意ください。

- ① 上りチャイム音
- ② 「これは、テストです。」×3
- ③ 「こちらは、ぼうさいちようせいです」
- ④ 下りチャイム音

道路反射鏡（カーブミラー）及び道路照明灯（外灯）の設置の基準を設けました

まちづくり課 ☎(32) 2116

設置できる場所 村道（村が認定している道路）や村有地（道路・水路）
要望の方法 自治会長、あるいは5戸以上の代表者による「要望書」の提出

提出された「要望書」により、要望箇所を村で確認して設置の可否の判断をします。状況によっては設置できない場合もあります。

詳しくは まちづくり課へお問い合わせください。

●「カーブミラー」は、あくまで通行の危険防止のための補助施設です。重ねて、目視による安全確認に努めてください。

●「カーブミラー」が強風で角度がずれて見えにくい場合には、まちづくり課にご連絡ください。
●「カーブミラー」の鏡面が汚れて見えづらい場合には、各地区で清掃のご協力をお願いいたします。

●「外灯」の要望は、村全体の設置効果を勘案し、設置する場所が既存のもの50メートル以上離れていることを原則とします。

●「外灯」が点灯しないなど故障を発見した場合には、まちづくり課にご連絡ください。

※「要望書」の様式は村ホームページにあります。

クールビズにご理解をお願いします

村では地球温暖化防止のため、役場等の施設において、節電に努めるため職員のクールビズを次のとおり実施します。ご理解とご協力をお願いします。

期 間

5月1日（金）～10月31日（土）

服 装

ノーネクタイまたはポロシャツ

問い合わせ

総務課 ☎(32) 2111

